

市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業者に対し、予算の範囲内において、市川市放課後児童健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市教育委員会補助金等交付規則（平成13年教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後保育クラブ 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第34号。以下「放課後保育クラブ条例」という。）第2条第1項に規定する放課後保育クラブをいう。
- (2) 児童 放課後保育クラブ条例第3条に規定する放課後保育クラブに入所することができる者をいう。
- (3) 放課後児童健全育成事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (4) 放課後児童健全育成事業者 法第34条の8第2項の規定により市長に届け出て放課後児童健全育成事業を行うものをいう。
- (5) 放課後児童健全育成事業所 放課後児童健全育成事業を行う場所であって、市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号。以下「基準条例」という。）で定める基準に適合したものをいう。
- (6) 小学校区域 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和58年教育委員会規則第10号）第2条に規定する通学区域（小学校及び義務教育学校の前期課程に係る通学区域に限る。）をいう。
- (7) 放課後児童支援員等 基準条例第11条第1項に規定する放課後児童支

援員及び同条第2項ただし書に規定する補助員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、放課後児童健全育成事業者であって、市町村民税(特別区民税を含む。)を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる小学校区域において行う放課後児童健全育成事業であって、放課後児童健全育成事業の実施について(平成27年5月21日雇児発0521第8号)の別紙放課後児童健全育成事業実施要綱(以下「国要綱」という。)別添1、別添2(3(2)①及び②に係る事業に限る。)、別添3、別添4(3(1)に係る事業に限る。)、別添5、別添7(3(1)に係る事業に限る。)、別添8、別添11及び別添13に定めるものとする。

- (1) 放課後保育クラブに入所しようとする児童の数がその定員を超える状態にあり、又は当該状態になることが見込まれると市川市教育委員会(以下「委員会」という。)が認める放課後保育クラブの存する小学校区域
- (2) 放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業を行うことにより、市川市子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月策定)に掲げる放課後保育クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)の推進に寄与すると委員会が認める小学校区域

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 別表特定分の項に掲げる事業の区分に応じ、同表補助基準額の欄に定める算定方法で計算した補助基準額の合計額と同表補助対象経費の欄に掲げる経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、同表特定分の項に掲げる事業に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 別表一般分の項に掲げる事業の区分に応じ、同表補助基準額の欄に定める算定方法で計算した補助基準額の合計額と同表補助対象経費の欄に掲げる経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、同表一般分の項に掲げる事業に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(3) 別表その他分の項に掲げる事業について、同表補助基準額の欄に定める算定方法で計算した補助基準額の合計額と同表補助対象経費の欄に掲げる経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、同表その他分の項に掲げる事業に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中から補助対象事業を開始する場合は、当該補助対象事業を開始する日から当該開始する日の属する年度の末日までとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、市川市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象者に係る役員の名簿
- (2) 補助対象者の概要が分かる書類
- (3) 補助対象者に係る定款、寄附行為、会則、規約等
- (4) 放課後児童健全育成事業所の施設及び運営の状況が分かる書類
- (5) 放課後児童健全育成事業所に置かれる放課後児童支援員等の名簿
- (6) 補助対象事業を利用する児童及びその保護者の名簿
- (7) 補助対象事業に係る事業計画書

- (8) 補助対象事業に係る収支予算書
- (9) 補助対象事業に係る資金計画書
- (10) その他委員会が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第21条の承認を受けて同条各号に掲げる財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがあること。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象事業に要した費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、速やかに、委員会に報告しなければならないこと。この場合において、補助対象者が全国的に放課後児童健全育成事業を展開する組織の一の支部、支社、支所等であって、補助対象者自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、当該組織の本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該組織の本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき委員会に報告を行うこと。
- (4) 前号の規定による報告があった場合には、委員会は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 基準条例で定める基準を遵守すること。
- (6) 補助対象事業に係る利用の対価として児童の保護者から徴収する利用料

の月額が放課後保育クラブ条例第5条第1項に規定する保育料の月額の1.5倍を超えないこと。

(7) 放課後児童健全育成事業所は、補助対象者の福利厚生等の施設としないこと。

(8) 基準条例第11条第4項に規定する一の支援の単位を構成する児童の数が10人以上であること。ただし、放課後児童健全育成事業所を開所した初年度（10月から3月までの間に開所した場合にあっては、翌年度も含む。）における当該児童の数については、この限りでない。

（決定の通知）

第9条 規則第6条の規定による通知は、市川市放課後児童健全育成事業補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（変更の承認）

第10条 規則第8条の承認を受けようとするものは、市川市放課後児童健全育成事業補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に委員会が必要と認める書類を添付して委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市放課後児童健全育成事業補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第4号）により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、市川市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（様式第5号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業に係る事業報告書

(2) 補助対象事業に係る収支決算書

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日（これらの日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和

23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い当該休日等以外の日)のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第12条 委員会は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市放課後児童健全育成事業補助金額確定通知書(様式第6号)により補助金の交付決定を受けたものに通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条の交付請求書は、市川市放課後児童健全育成事業補助金交付請求書(様式第7号)によるものとする。

(交付の特例)

第14条 委員会は、補助金を概算払により交付することができる。

2 規則第17条第2項の交付請求書は、市川市放課後児童健全育成事業補助金概算払請求書(様式第8号)によるものとする。

(補助金の精算)

第15条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けたものは、第12条の規定による通知を受けたときは、速やかに、補助金の精算をしなければならない。

(決定の取消し)

第16条 規則第18条第3項の規定による通知は、市川市放課後児童健全育成事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

(財産処分の制限)

第17条 規則第21条第2号の委員会が定めるもの及び同条第3号の委員会が特に必要があると認めて定めたものは、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

(帳簿等の整備)

第18条 補助金の交付を受けたものは、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、か

つ、当該帳簿及び証拠書類を第 12 条の規定による通知を受けた日（第 10 条第 2 項の規定による中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受けた日）の属する年度の末日の翌日から起算して 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の財産がある場合は、この条本文に規定する期間の満了後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第 21 条の規定により委員会が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（補則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 21 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 21 日から施行し、改正後の市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の申請に係る市川市放課後児童健全育成事業補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市放課後児童健全育成事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 18 日から施行し、改正後の市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年９月１４日から施行し、改正後の別表の規定は、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年１２月１４日から施行し、改正後の市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、同年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年９月７日から施行し、改正後の第４条及び別表の規定は、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年９月１２日から施行し、改正後の別表の規定は、同年４月１日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和７年度以後の年度分の市川市放課後児童健全育成事業補助金について適用し、令和６年度分までの市川市放課後児童健全育成事業補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	事業	補助基準額		補助対象経費
特 定 分	国 要 綱 別 添 1 に 規 定 す る 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	年 間 開 所 日 数 が 250 日 以 上 の 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 所	1 放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 (1) 基本額（一の支援の単位当たり年額） ア 支援の単位を構成する児童の数が1～19人 4,313,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円 イ 支援の単位を構成する児童の数が20～35人 6,552,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円 ウ 支援の単位を構成する児童の数が36～45人 6,552,000円 エ 支援の単位を構成する児童の数が46～70人 6,552,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×75,000円 オ 支援の単位を構成する児童の数が71人以上 4,601,000円 (2) 開所日数加算額（一の支援の単位当たり年額）（1日8時間以上開所する場合）（年間開所日数－250日）×26,000円 (3) 長期休暇支援加算額（一の支援の単位当たり年額）（長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場	需用費、人件費、旅費、報償費、役務費、使用料、賃借料（建物賃借料等を除く。）、備品購入費等 ※飲食物に係る経費は除く。

			合) (上記要件に該当する開所日数) × 26,000 円 (4) 長時間開所加算額(一の支援の単位当たり年額) ア 平日分(1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合)「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 671,000 円 イ 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 302,000 円 2 放課後児童支援員及び補助員を配置した場合 (1) 基本額(一の支援の単位当たり年額) ア 支援の単位を構成する児童の数が1～19人 2,629,000 円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) × 29,000 円 イ 支援の単位を構成する児童の数が20～35人 4,868,000 円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) × 26,000 円 ウ 支援の単位を構成する児童の数が36～45人 4,868,000 円 エ 支援の単位を構成する児童の数が46～70人 4,868,000 円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) × 75,000 円 オ 支援の単位を構成する	
--	--	--	--	--

		児童の数が 71 人以上 2,917,000 円 (2) 開所日数加算額（一の支援の単位当たり年額）（1 日 8 時間以上開所する場合） （年間開所日数－250 日）× 20,000 円 (3) 長期休暇支援加算額（一の支援の単位当たり年額）（長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合） （上記要件に該当する開所日数）×20,000 円 (4) 長時間開所加算額（一の支援の単位当たり年額） ア 平日分（1 日 6 時間を超え、かつ、18 時を超えて開所する場合） 「1 日 6 時間を超え、かつ、18 時を超える時間」の年間平均時間数×421,000 円 イ 長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合） 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間×190,000 円	
	年 間 開 所 日 数 が 200 日 以 上 249 日 以 下 の 放 課 後 児 童 健 全 育	1 放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を 2 名以上配置した場合 (1) 基本額（一の支援の単位当たり年額） ア 支援の単位を構成する児童の数が 20 人以上 4,522,000 円 イ 支援の単位を構成する児童の数が 1～19 人 3,102,000 円 (2) 長期休暇支援加算額（一	需用費、人件費、旅費、報償費、役務費、使用料、賃借料（建物賃借料等を除く。）、備品購入費等 ※飲食物に係る経費は除く。

	成 事 業 所	の支援の単位当たり年額) (長期休暇中に支援の単位 を新たに設けて運営する等 の場合) (上記要件に該当する開所日 数) ×26,000 円 (3) 長時間開所加算額 (一の 支援の単位当たり年額) 平日における「1 日 6 時間 を超え、かつ、18 時を超える時 間」の年間平均時間数 × 671,000 円 2 放課後児童支援員及び補助 員を配置した場合 (1) 基本額 (一の支援の単位 当たり年額) ア 支援の単位を構成する 児童の数が 20 人以上 3,185,000 円 イ 支援の単位を構成する 児童の数が 1～19 人 1,766,000 円 (2) 長期休暇支援加算額 (一の 支援の単位当たり年額)(長 期休暇中に支援の単位を新 たに設けて運営する等の場 合) (上記要件に該当する開所 日数) ×20,000 円 (3) 長時間開所加算額 (一の支 援の単位当たり年額) 平日における「1 日 6 時間 を超え、かつ、18 時を超え る時間」の年間平均時間数 ×421,000 円	
国 要 綱 別 添 2	開所等整備加算額 (一の支援の単位当たり 年額)	開所、設備更 新等に伴う整 備・修繕費及	
	1,000,000 円		

の 3 (2) に 規 定 す 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 環 境 改 善 事 業		び備品購入費
	開所準備経費加算額（一の支援の単位当たり年額） 600,000 円	開所に伴う礼金及び開所前月分の建物賃借料等
	国 要 綱 別 添 3 に 規 定 す 障 害 児 受 入 推 進 事 業	障害児受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための人件費
	国 要 綱 別 添 4 に 規 定 す 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 運 営 支 援 事 業	賃借料補助（一の支援の単位当たり年額） 3,374,000 円 ※ 所有権移転の条項が付されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は除く。
国 要 綱 別 添 5	送迎支援（一の支援の単位当たり年額） 536,000 円	送迎に係る経費 ※車両に係る

	に 規 定 す る 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 送 迎 支 援 事 業		経費は燃料費のみとする。
一 般 分	国 要 綱 別 添 7 に 規 定 す る 障 害 児 受 入 強 化 推 進 事 業	障害児受入推進加算額（一の支援の単位当たり年額）（3 人以上の障害児の受入れを行う場合） 2,059,000 円 ※ 障害児受入推進事業に加えて、さらに障害児受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を 1 名以上配置した場合	障害児受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための人件費
	国 要 綱 別 添 8 に 規 定 す る 小 規 模 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 支 援 事 業	小規模放課後児童クラブ支援加算額（一の支援の単位当たり年額）（一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の場合） 643,000 円	2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費
	国 要 綱 別 添 1	第三者評価受審費用補助（一の事業所当たり年額） 300,000 円	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事

	1 に 規 定 す る 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 第 三 者 評 価 受 審 推 進 事 業		業の実施に必要な経費
そ の 他 分	国 要 綱 別 添 13 に 規 定 す る 放 課 後 児 童 支 援 員 等 処 遇 改 善 事 業 (月 額9,000 円 相 当 賃 金 改 善)	放課後児童支援員等処遇改善加算額(支援 の単位ごとに、次の各号に掲げる賃金改善 を行う放課後児童支援員等の区分に応じ、 当該各号に定める額を合算した額) (1) 常勤職員 11,000 円×事業実施月数 (2) 非常勤職員 11,000 円×常勤換算値×事業実施月数	放課後児童支 援員等に係る 人件費(賃金 改善分及び当 該賃金改善に 伴い増加する 法定福利費等 の事業主負担 分に限る。)

備考

- この表中「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業における支援
であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行わ
れるものをいい、児童の集団の規模を表すものをいう。
- この表中「支援の単位を構成する児童の数」とは、毎日、放課後児童

健全育成事業を利用する児童の人数に、一時的に放課後児童健全育成事業を利用する児童の平均利用人数を加えて得た数をいう。

- 3 この表中「常勤換算値」とは、非常勤職員の1月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤職員の1月当たりの勤務時間数で除して得た数（その数に小数点第2位以下の端数があるときは、これを四捨五入した数）をいう。
- 4 国要綱別添11に規定する放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業を除き、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、それぞれの事業ごとに算定された補助基準額に「事業実施月数÷12」を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。